

医療費の未収金回収業務の委託について

当院では、一定期間を経過してもお支払いのない医療費等の債権について、医療費を適切に収めている方との医療費支払い（負担）の公平性の確保と、収納事務の効率化及び未収金の縮減を図ることを目的として、回収業務の一部を下記のとおり弁護士事務所へ委託しております。

委託した債権については、下記の弁護士事務所が窓口となり、お支払いについてのご案内をいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

契約開始：令和8年1月より

委託先

名 称：弁護士法人 エジソン法律事務所

所 在 地：東京都千代田区神田錦町1-8-11 錦町ビルディング4階・8階

代 表：大達 一賢

以上

独立行政法人 国立病院機構 宮城病院